

調書(決定)

平成 21 年(行ツ) 第 356 号

平成 21 年(行ヒ) 第 467 号

平成 22 年 9 月 2 日

最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 121 号(平成 21 年 8 月 19 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 9 月 2 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

当事者目録

上告人兼申立人 医療法人光仁会

被上告人兼相手方 国

同補助参加人 旧名称全国一般労働組合長崎地方本部長崎地区合同支部  
全国一般長崎地方労働組合長崎地区合同支部